

国立大学法人長崎大学

令和4年度原子力災害対策事業費補助金(原子力災害等医療実効性確保事業)
**令和4年度 第一回「原子力災害医療中核人材研修(長崎大学)」
募集要項**

本研修は、原子力規制庁の令和4年度原子力災害対策事業補助金(原子力災害等医療実効性確保事業)の一環として長崎大学が開催するもので、本募集要項は、長崎大学が主催する第一回についてのご案内となります。

本研修では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めてまいりますが、感染拡大の状況によっては研修を中止または中断する場合がありますので、あらかじめご了承ください(別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止対応」参照)。

1 目的

被ばく・汚染のある傷病者を医療機関で対応する為に必要な高度・専門的な知識と技能を習得し、中心的役割を担える人材の養成

2 対象者

下記に所属する医師、看護師、診療放射線技師等のうち、原子力災害医療基礎研修を修了した者。

- 原子力災害拠点病院もしくはその候補となる病院
- 原子力災害派遣チームを保有する原子力災害医療協力機関もしくはその意思のある協力機関

※過去に受講・修了した基礎研修は、申請時に記入ください。(9.申込要領を参照)。

3 募集人員及び研修期間

募集人員

20名

研修期間 第一回：令和4年7月29日(金)～7月31日(日) 3日間

※1日目はオンライン配信(Zoom)にて実施いたします。

ご自宅等でオンライン受講後(13:00終了予定)、長崎へ移動いただきます。

詳細は受講決定後お知らせいたします。

4 実施場所

〒852-8501 長崎県長崎市坂本1丁目7番1号

国立大学法人 長崎大学 坂本キャンパス 被ばく医療総合研修センター

交通 JR長崎駅よりバス約20分

※所要時間は時間帯・道路状況により異なります。

5 研修科目

別記 時間表(案)のとおり

到達目標

- 現場での除染処置がなく、汚染の程度が不明な患者でも受入れることができる
- 原子力災害拠点病院における医療チームの中心的メンバーとなることができる
- 被ばく・汚染した患者に関し、自身の病院で何が対応可能か、何を院外に依頼するかを判断できる

カリキュラムの特徴

- 複合災害、大規模災害等による原子力発電所の事故も含め、原子力災害に伴う放射線事故を想定
- 想定問題を医療及び線量評価の面からグループ討議する机上演習
- 実際の被ばく医療施設を使用しての患者受入れ・除染処置等を含めた実習

6 受講料

無料

※本研修は原子力災害時の医療体制整備に資するため、原子力規制庁からの補助金事業の一環として実施されます。

7 交通費・宿泊費について

本学の旅費規定に従い、交通費及び宿泊費を支給致します。
支給詳細については受講決定後お知らせいたします。

8 申込受付期間

令和4年4月20日(水)～5月25日(水)

9 申込要領

- ポータルサイトより申し込みください。(「入力操作の手引き」参照)
- **新規アカウント登録(個人情報入力)時に、「原子力災害医療に関する研修受講歴」があれば忘れずにご記入ください。受講資格の判断とさせていただきます。**
例： H30 中核人材研修 (長崎大学) ※年度・開催地も入力ください。

ポータルサイト <https://retms.nirs.qst.go.jp/>



1 0 受講決定通知

- 研修開始日の 1 カ月前までに本人宛に結果をご連絡します。応募者多数の場合には受講人数を調整させていただくことがあります（受講決定は、先着順ではありません）。なお、研修開始日の 1 カ月前を経過後も通知文が届かない場合は問い合わせ先までご連絡下さい。
- 受講決定者には経費支払いに関する情報及び書類、研修日程等受講に必要な諸事項をご連絡します。
- 受講決定後でも社会通念上相当とする理由がある場合は受講決定を取り消す場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連した緊急事態宣言等が発出された場合は、研修開催の中止あるいは宣言発出地域からの受講者の参加を取り消す場合があります。(別紙参照)

1 1 問い合わせ先

〒852-8501 長崎県長崎市坂本 1 丁目 7 番 1 号

長崎大学 原子力災害対策戦略本部

電話番号 095-819-8536

E-mail ner@ml.nagasaki-u.ac.jp

個人情報の取り扱いについて

申込に際してご記入いただきました氏名、住所、口座番号等の個人情報は、本学の個人情報保護規程に基づき厳重に取り扱い、原子力災害対策指針に基づく原子力災害時における医療体制等の整備に向け、本研修の受講記録として管理・保管すること及び、下記の利用目的以外では一切使用いたしません。

- ① 原子力施設立地・隣接道府県、原子力規制庁及び他の高度被ばく医療支援センターからの受講記録照会のため
- ② 受講者への連絡のため
- ③ 講師への情報提供のため
- ④ 研修終了後のフォローアップのため
- ⑤ その他研修業務の遂行のため

ポータルサイトのサイトポリシーも参照（「入力操作の手続き」参照）